

平成 21 年 4 月 27 日

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 C E O 松 本 大
(コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 第 一 部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2009 年 6 月 20 日開催予定の第 5 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築できるよう、取締役の任期を 1 年に短縮することとし、第 20 条（取締役の任期）に所要の変更を行うものです。

なお、本件の定款第 20 条の変更につきましては、第 5 回定時株主総会において新たに選任される取締役より適用いたします。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は決済合理化法施行日である 2009 年 1 月 5 日をもって株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更が行われたものとみなされております。このため、第 7 条（株券の発行）の規定は不要となりますので、これを削除し、以降の条数を変更するとともに、第 8 条（株主名簿管理人）、第 9 条（株式取扱規則）および第 10 条（基準日）に所要の変更を行うほか、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨の附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	2009 年 6 月 20 日 (土)
定款変更の効力発生日(予定)	2009 年 6 月 20 日 (土)

以 上

【お問合せ先】

マネックスグループ株式会社

社長室 コーポレートコミュニケーション担当 久保田・福井 電話 03-6212-3750

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分です。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) <u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(株主名簿管理人) <u>第8条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、<u>当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) <u>第7条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (削 除)</p>
<p>(株式取扱規則) <u>第9条</u> 当社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) <u>第8条</u> 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続等</u>については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日) <u>第10条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) <u>第9条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議により予め公告して基準日を定めることができる。</p>
<p>第11条～第19条 （条文省略）</p>	<p>第10条～第18条 （現行どおり）</p>
<p>(取締役の任期) <u>第20条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) <u>第19条</u> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>第21条～第48条 （条文省略）</p>	<p>第20条～第47条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (新 設)	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 2 条 当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
(新 設)	<p><u>第 3 条 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>